

独占禁止法審査手続についての懇談会（第14回）議事録

1 日時 平成26年12月24日（水）10：30～11：10

2 場所 中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

3 出席者

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	河野 康子	全国消費者団体連絡会事務局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	矢吹 公敏	弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長

（事務局）

内閣府 井上内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

4 会議次第

（1）開会

（2）報告書の取りまとめ

（3）閉会

5 議事録

○宇賀座長 定刻でございますので、ただいまより第14回「独占禁止法審査手続についての懇談会」を開催させていただきます。

委員の皆様方には、御多忙のところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

なお、有村大臣は、本日は所用のため、欠席でございます。

本日は、前回の会合での議論と、その後、委員の皆様からお寄せいただきました御意見を踏まえて修正しました報告書案について御確認をいただき、報告書を取りまとめ、有村大臣にお渡ししたいと考えております。

プレスにつきましては、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○宇賀座長 初めに、報告書案の骨子につきまして、多くの委員の皆様から御意見を寄せいただきながら、十分に報告書に反映できなかったことにつきまして、大変申し訳なく思っており、深くおわび申し上げます。

その最大の理由は、修正の方向について正反対の御意見が寄せられたために、一方の御意見を採用いたしますと、他方の御意見に反することになり、仮に修正した場合にその修正案について改めて御意見を伺う時間的な余裕がないため、対立する御意見が寄せられた場合には、基本的にたたき台の文案を修正することは避けたほうがよいと判断したためでございます。

そのため、御意見を寄せていただいた多くの方に御不満が残ったことと存じますが、御理解いただければ幸いです。

それでは、報告書案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○品川独占禁止法審査手続検討室参事官 お手元でございます報告書案に基づきまして、御説明をさせていただきます。右上に資料1と記載のあるものでございます。

報告書につきましては、前回、第13回の懇談会におきまして、報告書の素案をお示しさせていただきました。それに基づき、御議論いただいたわけでございますけれども、当日の御議論を踏まえました修正案を第1次修正案として各委員に意見照会をさせていただきます。さらに、各委員からいただきました御意見を踏まえました修正案を第2次修正案として各委員に意見照会をさせていただく形で御意見をいただき、それを踏まえて作成をさせていただいたものが、本日配布させていただいている報告書案ということでございます。

修正に当たりましては、第13回の懇談会にお示しをした素案では「(P)」と書かれておりました点についても、当日の御議論を踏まえて、本懇談会としての整理を記載させていただいておりますのと、御意見の内容を踏まえて、報告書としての記載ぶりを若干修正しておりますのと、各委員から懇談会の場に出された御意見で、素案の段階では掲載されていなかったものについて、これを補うという修正を行ってございます。

また、前回、第13回の懇談会で御議論がございました個別意見につきましても、これを

認める旨の座長の御判断をいただきましたので、第2次修正案の照会に併せまして、各委員にはその旨をお伝えいたしまして、第2次修正案に対する御意見の採否については、座長に御一任いただくことを前提に、それでもなお御意見のある方については、個別意見を提出していただくことといたしました。

この結果、6名の委員の方から個別意見を提出いただいておりますので、これにつきましては、報告書の本文と資料編の間に個別意見という形で添付をさせていただいております。

資料編につきましては、形式的な語句の修正のみになっております。

最終的な報告書は、今日、ここでお配りしたものを白表紙という冊子の形にさせていただくわけでございますけれども、冊子としては、本日、お配りさせていただいている形、つまり、報告書本文と個別意見と資料編がワンセットになって白表紙の冊子になる形にさせていただく予定としております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○宇賀座長 ありがとうございます。

次に、個別意見についてでございます。

報告書の取りまとめに際しまして、個別意見を提出させてほしいという要望が複数の委員から出されておりました。

その後、事務局を通じまして、他の委員の御意見も伺いました。

このような会議の報告書に個別意見を付すことに疑問を提起する消極論も少なくありませんでしたこと、また、私自身のこれまでの30年余りの経験におきましても、独占禁止法基本問題懇談会以外にこうした個別意見が付された例は経験したことがないことから、大変、判断に迷いましたけれども、この懇談会が独占禁止法基本問題懇談会でも議論されました、審査手続に関する論点を深掘りするという性格を持っていることにも鑑みまして、異例中の異例の取扱いにはなりますけれども、独占禁止法基本問題懇談会の例に倣いまして、個別意見を付すことをお認めすることといたしました。

個別意見を提出されている委員が6名おられますので、提出された個別意見について、簡潔に御説明をお願いしたいと存じます。

まず、及川委員、お願いします。

○及川委員 掲載のほうをお認めいただき、誠にありがとうございます。今、座長から異例中の異例ということがありましたけれども、掲載いただきましたことについて、改めて御礼を申し上げたいと思います。

私のほうは、(1)から(4)の4点について述べております。

(1)の総論でございますけれども、一口に中小企業と言いましても、4割が会社組織、6割は個人事業者という現場の声、現場の実態を見ると、こういった調査についての具体的な苦情が一向に減らないという現状があります。それを何とか、いろいろな要素があるにしても、解決に結びつけていく必要があるという認識でこの場に臨んでまいりました。

中小企業が直面している問題が速やかに解決に至るように、建設的な議論をすべきであったと考えております。

(2)の周知事項と方法についてでございますけれども、報告書のほうは、立入検査、供述聴取の現場についての事業者への周知について提言をしております。

中小企業の苦情が一向に減らない中の苦情の最も多くが、不意打ちの行政調査での中小企業への防御に対して何ができるのかということが不透明で、それが認識されていないということでございます。

そのようなことの実態を鑑みると、やはり書面によって明確に伝えるべきということを私どもは強く主張をさせていただきたいと思っております。

(3)の録音、メモの録取でございますが、録音、メモの録取の導入については、否定をされております。

しかしながら、工夫次第で供述の萎縮効果も対処可能であると考えております。

正当な聴取が行われるのであれば、録音の導入に支障がないとも考えておりますし、今後、苦情申立制度が設けられた場合、メモの録取について、どれだけ実態解明調査が阻害されるか検証がないまま導入が否定をされたことは、誠に遺憾だと考えております。

最後に、(4)でございますけれども、フォローアップにつきましては、中立の観点から検証をしていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○宇賀座長 どうもありがとうございました。

それでは、五十音順で河野委員、お願いします。

○河野委員 個別意見を付させていただくということで、機会をいただきましたこと、ありがとうございます。

私自身は、最初から最後まで同じ考えでこの懇談会に臨んでおりました。意見書の最初に書かせていただいたところでございます。

今回は、独占禁止法審査手続についての検討ということでございましたが、広く中間整理の後でパブコメをかけた際にも、一般国民からの意見ですとか、考え方がなかなか集まってこないところがございました。

一委員としまして、また、消費者の代表としまして、ここに参加させていただきまして一番思ったところは、意見書の最初に書かせていただきましたところでございます。

企業の独占禁止法違反行為により被害を受けるのは、やはり消費者・国民でございます。

企業の防御権のみを強化し、公正取引委員会の実態解明機能が低下することが、やはり消費者・国民の権利が保障されなくなることと同じだと考えております。

今回は、欧米等と比較してという話もございましたが、日本の独占禁止法の制裁の水準はまだまだ低く、公正取引委員会の調査権限も強いとは言えません。

手続保障はとても大事なことだと思いますが、やはり本末転倒になってはいけないと考えております。企業の皆さんは、違反をしないこと、それから、違反を発見した場合は調

査に協力することが、当然、求められると思います。

今回は、調査を受ける従業員の皆さんの不安感を軽減すべくということで、公正取引委員会で指針を作成し、手続の透明性を確保することが担保されたということは、懇談会の大きな成果だと思っております。

ただ、そこにどんなことを書くのかというのは、現状・実態に即して、なぜ審査をやるのかということから外れないように、ルールありきではない方向でやっていただければと思います。

報告書の最後におまとめいただきました、今後の方向性なのですけれども、防御権の強化を検討するのであれば、制度変更により十分な協力インセンティブ等が確保されることが前提条件として必要だということは、私も十分理解いたしました。

ただ、このこともこの懇談会で結論を出すということではなく、意見書にも書かせていただきましたけれども、前提条件が満たされ、防御権を導入する必要性と実態解明機能への影響を再検討することになったとしても、現状の公正取引委員会が独占禁止法を執行する際にある実態解明権というものは考慮されなければいけないと思っております。慎重な検討をお願いしたいと思います。

つい先日、臨時国会で消費者庁所管の景表法の課徴金制度の導入が決まりました。消費者庁、公正取引委員会は、特定の規制する産業がございません。そのことで、実態解明が所管業界を持っている省庁に比べるとなかなか追い付かないのが実態だと思っております。

そういった所管業界を持たない消費者庁や今回でいう公正取引委員会は、法の執行の際に法令の実効性を確保するための措置権限をどれだけ強力なものにするか、そのあたりは、今後、是非しっかり考えていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○宇賀座長 どうもありがとうございました。

榊原委員、お願いします。

○榊原委員 まず、総論のところですがけれども、附則とか附帯決議で十分な防御を確保する観点からということで始まった懇談会であったにもかかわらず、結局は、大きな3つの論点、下に(1)(2)と書いてございますけれども、秘匿特権とか、弁護士立会い、録音・録画、全て認められない方向で結論が出てしまったことを非常に残念には思っております。

結局、認められなかった理由として、個々の細かいところには入りませんが、一言で言うならば、真実解明の阻害のおそれがあるということだったと思います。

この懇談会の設置の背景としては、経済界ないしは弁護士会などの実務から、不当な調査に対して問題提起をされたという背景があったと思うのですけれども、それに対して、真実解明の阻害のおそれがあるというのは、結局、机上というか、理論的な可能性がありそうですねと言われると、可能性は確かにあるとしか言いようがないので、時間もないうちで、実際に実務の問題を調査することもこの1年ではできておりませんで、ヒアリングとか、

パブコメではそういった意見が圧倒的だったにもかかわらず、その点の前提の事実の認識も共有できなかったこともあって、真実解明を阻害するおそれがあるという理論的な理由で、結局はいずれの制度の導入にも至らなかったことを、経済界としては、非常に残念に思っております。

今後、前提部分の確認であるとか、理論的にそうであっても、実際にどうなのかということをしちんと検討をしていく必要があるであろうと思います。

この懇談会の成果としては、現行法上でできることとできないことを確認することはしていただけることは有り難いと思っておりますけれども、実際、今も現行法上でできることですので、ある意味、前向きに検討しようということで始まった1年にしては、成果としては残念な結果になったと思います。

以上でございます。

○宇賀座長 どうもありがとうございました。

泉水委員、お願いします。

○泉水委員 個別意見を出すということですので、基本的には賛成でございますけれども、私のほうで若干の意見を出させていただきました。

まず、第1点ですけれども、今回、秘匿特権とか、弁護士の立会い等につきまして、現行制度の下では、これ認めることはできないという結論に至りました。この点は賛成します。

ただし、現行制度の下ではということで、現行制度に欠けておりますのは調査に協力するインセンティブの仕組みでありますので、裁量型課徴金制度や和解・確約制度といった制度を導入することによって、改めてこのような防御に関する制度も検討できるのではないかと考えております。

御意見の中では、この調査に協力するインセンティブや裁量型課徴金等につきましては、調査権限を強化するものであるという御意見がございますけれども、これは手続保障という観点から、事業者に対してよいものでありますし、そのような意味で、防御しやすくなる制度でございますので、防御権と関連して導入すべきだと考えております。

もう一点、私自身は、グローバルスタンダードに基づく防御や調査は極めて重要だと考えております。将来的に、日本の独占禁止法の調査はグローバルスタンダードに基づくべきだと考えております。

そのような意味でも、この裁量型課徴金制度等について、やはり導入されないといけないのではないかと考えている次第です。

ただし、その次に書きましたけれども、現行の課徴金制度を課徴金額の上限とするという御意見がございますけれども、「EUのように」と書きましたが、EUと同じかと言われたら困るのですけれども、EUよりも低いかもしれませんが、十分に高い上限で課徴金額を決めた上で導入すべきではないかと考えております。

それから、2点、更に細かい話を書きました。

和解・確約制度については、現行の条文を改正する必要があるかもしれませんが、ごくわずかな改正あるいは規則の改正で済む話でありますし、事業者にとっても大きなメリットがある制度でありますので、こちらについては、直ちに導入を検討していただきたいと考えております。

リニエンシー制度につきましても、余りにも報告した順番どおりにリニエンシーの減額が決まるのは、諸外国の制度と比較しても問題だと思っておりますので、立法論になってしまうのだとは思いますが、この点についても、証拠の価値をより評価する制度にしたい、これを検討すべきだと考えております。

供述録取時の透明性の観点等から、指針等を作成・周知することは大賛成でございます。

ただし、細かい点でございますけれども、報告書では、1事件あるいは1人当たりの聴取時間や聴取回数に上限を設けるという御意見もございましたが、この点につきましては、1件当たりあるいは1人当たりの総聴取回数、総聴取時間等の上限を設けるのは極めて問題だと考えております。この点につきましては、問題だという意見を述べさせていただきました。

ただし、最後に書きましたけれども、例えば、通常、勤務時間内に実施する、やむなく延長する場合は同意を取るといったことが指針等書かれてあるべきではないかと考えております。

以上です。

○宇賀座長 どうもありがとうございました。

村上委員、お願いします。

○村上委員 私は、基本的にこの懇談会において、私個人の結論として最初から望ましいと考えていた内容を書かせてもらいました。

裁量型課徴金の制度設計、供述録取への弁護士立会いは認めるべきであること、全体として、現行の供述調書偏重の行政調査から大陸法系の行政調査に移行すべきであるという3点の内容になっています。

今後、懇談会報告を受けて、今回、実質的に先送りになった裁量型課徴金の話とか、弁護士立会いについては、具体的な議論が開始されるものと予想しています。

その決着が付くと、多分、その後、10年間以上は独占禁止法の手続法の改正はないと考えていますので、是非とも永続的に続くような、きちんとした制度を作ってもらいたいというものが希望となります。

以上です。

○宇賀座長 どうもありがとうございました。

矢吹委員、お願いします。

○矢吹委員 ありがとうございます。

私の意見ですが、総論としては、今回は弁護士・依頼者間秘匿特権、弁護士の事情聴取への立会い、録音・録画、可視化という主要な論点についてコンセンサスが得られ

ず、制度を導入しないことになった結果については、個人的には反対であります。

なぜならば、これは既に意見書を出してはいますが、改正法の附則、国会の委員会の附帯決議で、国民の代表機関から所要の措置を講ずる、前向きに検討することを私たちは託されていたにもかかわらず、制度改革がなされなかったこと、パブリックコメント及び多くの専門家意見からも制度改革を求められていたにもかかわらず、それに応えていないこと、グローバルスタンダードが何であるかは検証の必要がありますが、世界で広く認知された制度を導入しないことで、我が国の独占禁止法実務がガラパゴス化をしていくことに対する危惧感が非常にあること、それから、実態解明と言いながら、審査機関のストーリー聴取の問題を十分にここで審理することなく、実態解明が所与のこととして議論されていることについての危惧感が理由であります。

個別的には、弁護士・依頼者間秘匿特権についても、何とか導入するように榊原委員とガイドライン等を作成し、それを修正する形でできることを期待したのですが、そうはなりませんでした。

また、私個人は、公正取引委員会の裁量で、まず、当初は認めることもあるというぐらいでいいのではないかと思いましたが、これも、裁量になると、弁護士からそれを要求されるということで導入されないことになりました。これは非常に残念なことであります。

また、録音・録画ですが、可視化については、村木事件以降大いに議論されて、刑事では可視化の制度が、限定的ではありますが、導入されつつあるという中で、やはりここで検討すべきではなかったかと思えます。

萎縮効果についても話は出ましたが、これは事情聴取に立ち会うことのできる弁護士は個人の弁護士に限ったり、録音・録画は読み聞かせに限るということで、工夫をすれば十分に対応できるかと思えます。

また、メモ取りも、任意の事情聴取なのに、どうしてメモ取りができないかということについて十分な議論を尽くせず、やはり認めるべきでないということになったのを遺憾に考えます。

今後のことですが、私自身は、協力のインセンティブについては賛成でありまして、これもグローバルスタンダードになりますから、裁量性の課徴金導入等も含めて、今後のことは是非積極的に考えていただきたいわけですが、これと今回の防御権の保障ということとはまた別のことでありまして、これを期待された懇談会が、工夫して制度化しなかったことについては、誠に残念に考えます。

以上です。

○宇賀座長 どうもありがとうございました。

それでは、今回、個別意見を提出されなかった委員で、特に御発言を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

三村委員、どうぞ。

○三村委員 ありがとうございます。

本報告書の結論ということなのですからけれども、立入検査及び供述聴取の場における、ある意味でのいろいろな現実的な問題点に対処するために、現行制度の下で実行可能な具体的な改善措置について、一定の方針を示された点においては、私は賛成いたします。

公正取引委員会におかれましては、ここで決められた調査指針の作成と公表、周知、恐らくいろいろな問い合わせがあると思いますが、それに対する丁寧な対応をお願いしたいと思います。

また、調査過程で発生した不満や苦情に対して、公正取引委員会内部で、中立的、第三者的な組織を置かれて、それを通して問題解決を図り、調査過程の改善に真摯に努めていただきたいということを希望いたします。

ただし、一方で、ここで示された改善措置は、公正取引委員会の調査の実態解明機能を損ねるものではないことが前提でありますので、特に「妨げない」とか、「配慮する」という表現が使われているところがございます。これについて、いわゆる拡大解釈が起こらないようにということを是非お願いしたいと思います。

最後に、「5. 今後の検討に向けて」という部分なのですからけれども、懇談会を通しまして、日本の公正取引委員会の調査が供述聴取に偏り過ぎているという問題点が指摘されておりました。私は、大変これは重要だと考えております。

独占禁止法の行政調査手続を更に改善していくためには、制度の在り方の検討がやはり必要であると考えておりますし、供述調書に過度に依存せず、調査の協力を得やすい仕組みを導入、例えば、裁量型課徴金制度あるいはEUの和解・確約手続の導入可能性など、専門的な研究と検討を是非行っていただきたいと考えております。

今回の報告書は、これで終わりではなく、より透明性の高い行政手続の仕組みへ移行していく中間段階であると私は考えております。そのための布石となるものでもございます。

ただ、そこにおける検討におきましては、防御権と調査権限とを対立的に捉えるのではなくて、競争秩序の回復と公正競争の維持という、独占禁止法本来の目的を考慮して、バランスの取れた議論が展開されることをお願いしたいと思います。

以上です。

○宇賀座長 どうもありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 ありがとうございます。

この報告書に賛成するという前提で、今日は最後ですので、2点、コメントしたいと思います。

今回の報告書の内容には、これまで不明確でありました、立入検査、供述聴取における実務上の取扱い、また、供述聴取に係る苦情を受け付ける仕組みの整備などを指針に明記して公表することなどが盛り込まれました。

これによって、実態解明機能を確保しつつ、事件関係人の防御の確保や行政調査手続の

適正性、透明性の確保という点で一定の改善が図られるものと受け止めます。

今後であります、公正取引委員会は行政調査手続に関する指針等を策定し、公表をすることとなります。加えて、政府は一定期間が経過した後にフォローアップを実施し、その結果についても公表するとしておりますので、本報告書に基づいて、指針等が整備されるとともに、行政調査手続が適正、適切に行われるよう、今後の実施動向を注視していきたいと考えております。

最後、2点目なのですが、本日、泉水委員の個別意見の一番最後のところに、4ページ目になりますが、供述聴取を「勤務時間内で実施する、やむなく延長する場合は同意を必ずとるなどの法運用も示すべきである」ということがございました。この内容については、供述録取の目安の一つとして重要な点だと思いました。

またこれを報告書に盛り込むとなると一騒動あるかもしれませんので、是非この点は、公正取引委員会において、こうした意見を踏まえた指針の整備をお願いします。

○宇賀座長 どうもありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。

今井委員、どうぞ。

○今井委員 ありがとうございます。

個別意見は出しておりませんが、最後ですので、一言申し上げたいと思います。

私も、先ほど三村委員が発言されたのと同じ感想を持っております。

これまでの、この懇談会での検討は、平成25年の改正法附則等が要求している要請に、現段階では十分に応えたものだと私は思っております。

所要の措置を講ずることについては、具体的な指針を提示することによって、できる限り透明性を高めるように努力していくことを決議したと思われまじし、また、それは前向きに検討してきた到達点ですので、現段階ではバランスを取った結論であろうと思っております。

今後の課題につきましては、今日、個別意見を提出された方あるいは他の方からも、グローバルスタンダードを目指してということが強調されております。この点は私も大賛成なのですが、やはり今後とも慎重に御検討をお願いしたいと思っております。

具体的には、例えば、弁護士・依頼者間秘匿特権についても、最初から検討の素材には上がりましたがけれども、どのような法圏において、どのような理論的根拠でこれが使われているのか、それに対するカウンターバランスがどうなっているかということについての理論的な分析は、残念ながら時間の制約もあり、ここでは十分にできなかったと思っております。

ある権利が他国において認められているからといって、これを直ちに日本の法制度に移植することはできないと思っております。この事情は、他の制度、例えば、和解・確約制度の導入についても同じだと思いますけれども、全体としての制度の中で、どのような理由からある個別的な制度ないし権利が生まれてきて、現実にもうどう機能しているかということ、もう少し多角的かつ理論的に分析することが、今後、検討を進める際に必要ではないかと

思った次第です。

以上です。

○宇賀座長 どうもありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。

特によろしいでしょうか。ほかにはいらっしゃらないようでしたら、これで本日お示しいたしました、報告書案の取りまとめをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○宇賀座長 どうもありがとうございます。

それでは、これにて報告書を取りまとめさせていただきます。取りまとめさせていただきました報告書を、井上内閣府審議官にお渡ししたいと存じます。

(宇賀座長から井上内閣府審議官へ報告書を手交)

○宇賀座長 それでは、井上内閣府審議官から、一言ございましたら、お願いしたいと存じます。

○井上内閣府審議官 宇賀座長を始め、各委員の皆様方には、本当にありがとうございました。

本日は、有村大臣が御出席をさせていただき予定でございましたけれども、ちょうど第3次安倍内閣発足の日に当たりまして、出席をすることができなくなりました。

大臣からは、皆様方にくれぐれもよろしくお伝えくださいということでございました。大臣からメッセージを預かってまいっておりますので、まず、披露させていただきたいと存じます。

「宇賀座長を始め、委員の皆様には本年2月から本日に至るまでの約10か月の間、お忙しい中、14回にわたり精力的に御議論をいただき、報告書を取りまとめいただきました。

皆様の御尽力に対しまして、心から敬意を表するとともに、感謝を申し上げます。

報告書では、公正取引委員会が行う立入検査や供述聴取に関連する論点について、指針の策定等を行うべきとの結論を出していただきました。

公正かつ自由な競争を確保し、市場が適切に機能するための基盤を整備する上で、公正取引委員会の審査に対する国民の信頼を確保することは極めて重要であります。

この報告書を踏まえ、公正取引委員会の審査手続について必要な措置を講じてまいります。

結びに、皆様におかれましては、引き続き独占禁止法分野で御貢献いただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

平成26年12月24日 内閣府特命担当大臣 有村治子」

以上でございますけれども、私も第9回の懇談会から出席をさせていただきまして、議論を聞かせていただきました。それ以前のものにつきましては、全て議事録を読ませていただきました。

毎回、30分は時間を延長し、時として1時間程度、時間を延長していただいて、本当に

熱心に御議論をいただいたところでございます。私もこうした懇談会なり審議会等を多々出席はさせていただいておりますけれども、この懇談会の極めて濃厚かつ真摯な御議論は他に類を見ないと言っても過言ではないと思っております。

私からも、心からの敬意を表したいと考えております。

14回にわたります、この懇談会の成果として、この報告書を取りまとめていただいたところでございます。

先ほどの有村大臣のコメントにもございますけれども、政府といたしましては、この報告書を踏まえ、しっかりと公正取引委員会の審査手続きにつきまして、必要な措置を講じてまいる考えでございます。

この懇談会といたしましては、本日が最後となるわけでございますけれども、各委員の皆様方には、これからも様々な場で、また御指導、御鞭撻をいただきますよう、心からお願いを申し上げたいと考えております。

本当にこの懇談会には14回にわたります御熱心な御審議をいただきまして、ありがとうございました。心から感謝を申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

○宇賀座長 ありがとうございました。

井上内閣府審議官におかれましては、有村大臣に本報告書をお渡しくださいますよう、よろしくお願ひしたいと存じます。

最後に、一言申し上げたいと存じます。

非常に熱心に懇談会に参加していただきました委員の皆様には、深く御礼を申し上げます。

私は、座長を仰せつかりました場合には、個々の問題については、個人として意見を述べることは控えまして、取りまとめ役に徹してまいりました。

他の審議会、懇談会におきましても、常にそのような立場を採ってきたことは、私が座長を務めました、幾つかの会議に参加された中川委員はよく御存じのことかと思えます。

今回も、懇談会の場での委員の御意見を伺って、多数の御意見に沿った内容に取りまとめることに徹しました。

パブコメ後、具体的な議論が始まりますと、様々な団体から意見を述べたいということで面会の申入れがございましたけれども、懇談会の場での委員の皆様の御議論をまとめるという座長の立場に照らしまして、懇談会の外の場での面会につきましては、全て例外なく、控えさせていただきました。公取委に対しましても、他の団体との面会も控えておりますから、公取委にも同様の方針で臨みたい旨をお伝えいたしまして、そのようにさせていただきました。

あるテーマについて、1回目で合意ができなかった場合に、そこで打ち切りにせずに、出された疑問点を踏まえた修正案を議論する機会を保障するように努めてまいりましたけれども、時間の制約もあり、1つのテーマについて、3回、4回と時間をかけて議論する余裕はございませんでした。もう少し時間があり、深掘りできればという思いもございましたが、今回の議論は、必ずや今後の議論の土台として寄与するものと考えております。

約10か月にわたる検討の結果、本日、無事に報告書を取りまとめることができましたが、ここに至るまでの委員の皆様の御尽力に敬意を表するとともに、皆様の御協力に感謝を申し上げて、結びとしたいと存じます。

なお、本日、取りまとめました報告書につきましては、この懇談会の終了時点をもちまして、公表とさせていただくことといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「独占禁止法審査手続についての懇談会」は、これにて終了いたします。どうもありがとうございました。